

随意契約及び比較見積書省略理由書

- 1 工事名 二級河川 東槇尾川 5年災第111号 災害復旧工事（塩谷橋上流）
- 2 和泉市善正町地内
- 3 復旧工 1式
- 4 契約番号 2023-10-
- 5 関係規定 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号（緊急随契）
大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2（10）
- 6 随意契約及び比較見積もり業者選定要件
 - 本業務は、令和5年6月2日（金）の台風2号に伴う大雨により発生した隣接斜面崩落による河道内に流入した土砂及び倒木の除去を行うものである。
 - 当該箇所は隣接斜面の崩落が著しく、今後も引き続き、斜面崩落による河道内に土砂流入し、背後地に存在する民地へ2次被害をもたらす恐れがあることから、早急な復旧が求められている。
 - これらのことから、緊急に契約を締結する必要性があり、競争入札に付しては、この目的を達成できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約としたい。
 - 復旧工事を短期間で迅速かつ的確に行う能力を有している必要性があり、修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすものに該当することから、大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2（10）に基づき、比較見積もりを省略し、二級河川大津川外 河川施設維持修繕工事（単価契約）（R4-2 鳳土木事務所）において、修繕工事の実績を有しており、すぐに業務開始が可能な㈱水原土木に本業務の発注を行うものである。

業者名	業者番号	契約先住所
㈱水原土木	5714310	大阪府和泉市幸2丁目10-27